

令和6年第1回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(2月13日提案分)

くらし安全防災局

目 次

ページ

1	神奈川県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表	1
2	神奈川県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表	2

1 神奈川県消防法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第4号）新旧対照表

改正			現行		
第1条～第5条（略） 別表（第2条関係）			第1条～第5条（略） 別表（第2条関係）		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～8（略）			1～8（略）		
9 法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	危険物取扱者試験手数料	(1) 甲種 7,200円 危険物取扱者試験 (2) 乙種 5,300円 危険物取扱者試験 (3) 丙種 4,200円 危険物取扱者試験	9 法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	危険物取扱者試験手数料	(1) 甲種 6,600円 危険物取扱者試験 (2) 乙種 4,600円 危険物取扱者試験 (3) 丙種 3,700円 危険物取扱者試験
10 法第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習	危険物取扱者講習手数料	5,300円	10 法第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習	危険物取扱者講習手数料	4,700円
11～14（略）			11～14（略）		
15 法第17条の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の実施	消防設備士試験手数料	(1) 甲種 6,600円 消防設備士試験 (2) 乙種 4,400円 消防設備士試験	15 法第17条の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の実施	消防設備士試験手数料	(1) 甲種 5,700円 消防設備士試験 (2) 乙種 3,800円 消防設備士試験
16（略）			16（略）		

2 神奈川県高圧ガス保安法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第6号）新旧対照表

改正			現行		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1 法第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	高圧ガス製造許可申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) (略) (2) 法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 <u>（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、6,000円）</u> ア～コ (略) (3) (略)	1 法第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	高圧ガス製造許可申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) (略) (2) 法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～コ (略) (3) (略)
2～4 (略)			2～4 (略)		
5 法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査	高圧ガス製造完成検査手数料	1の項の右欄に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ	5 法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査	高圧ガス製造完成検査手数料	1の項の右欄に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ

		<p>当該手数料の金額の4分の3の金額（法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律</p> <p>_____第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、6,100円）</p>			<p>当該手数料の金額の4分の3の金額（法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、6,100円）</p>
6～20	(略)		6～20	(略)	